

2016★秋号

九段会計通信

発行：税理士法人 九段会計事務所

住所：東京都千代田区九段南 4-3-1 滝ビル 3F 電話：03-3222-5271

いつも九段会計事務所をご愛顧いただき、
また九段会計通信をご愛読いただき
ありがとうございます。
『九段会計通信 2016 秋号』をお届け致します。

◆目次◆

- ・代表高木の【日々是勉強！】
- ・社長を知る！
「株式会社 AND J」 小澤社長
- ・今号の税務トピックス
- ・目指せ！経理業務最適化
- ・編集後記



代表高木の【日々是勉強！】

九段会計事務所 代表 税理士 高木 功治

今年はやたらと台風が多い年でした。全国で甚大な被害が発生しました。被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

毎年、異常気象と言っていますが、異常気象が当たり前となり、むしろ普通の年が異常となってしまった感があります。

最近はずっかり秋らしい気候になりましたが、季節の変わり目は体調を崩しやすいので、くれぐれもご自愛ください。

この時期は税制改正の話題が盛り上がりませんが、注目される一つに「配偶者控除の見直し」があります。

「103万円の壁」という言葉を聞くことも多いと思いますが、パートタイムで働いている主婦が夫の扶養から外れないように、働く

時間の調整をするという話しは、多くの会社であると思います。



代表・税理士 高木 功治

だから配偶者控除は廃止した方が良いとか、どうしても自分がどちらの立場かで感情的に思考してしまいがちですが、配偶者控除のそもそもの根拠をみていきましょう。

配偶者控除の根拠については諸説ありますが、本来の機能に着目します。(夫が妻を養っている前提とします)

まず、憲法第 25 条(生存権)では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。・・・」とされているので、本来、所得のない専業主婦に対して国は生活保護を支給しなければなりません。

しかし、生活保護が支給されていないのは、夫婦には相互扶助の義務(民法第 752 条)及び婚姻費用の分担(民法第 760 条)があり、夫は自分の所得で妻を扶養しているためです。この妻を扶養している部分の所得に対して、「配偶者控除」という形で課税をしていません。

したがって、配偶者控除は憲法を根拠にしており、必要なものという事が分かります。

ちなみに「基礎控除」は憲法第 25 条の生存権に基づいて、「自分が最低限度の生活を営むための所得」には課税しないという理由で控除されています。

配偶者控除の見直し論は、その他、適用要件をどうすればいいのか、所得控除でいいのか税額控除がいいのかなど、様々な議論が出てきています。これらの問題は現実の社会構造の変化を捉えて安倍内閣の政策課題を念頭に解決していくしかありません。

どうやら、来年度の税制改正では見送られるようですが、近々で必ず見直される論点です。最終的には政治の判断ですが、本来的な根拠を飛ばして、消費税の軽減税率の導入の様な大衆迎合的な決着となる事だけは避けてほしいものです。

社長を知る！

九段会計事務所 塩田 俊彦

今回で 22 回目を迎えます『社長を知る！』を担当します。塩田と申します。

今回インタビューさせて頂くのは株式会社 AND J の小澤社長です。

株式会社 AND J 様はスマートフォンの修理事業のフランチャイズ店舗を営まれている会社様です。現在、2 期目で 3 店舗出店されており、今後さらなる飛躍が期待される会社様です。

一起業されたきっかけを教えてくださいませんか？

小澤社長一以前、携帯電話の販売をしている会社に勤めていて、社内の雇用の幅を広げるという目的と私自身が少しくすぶっていたのもあって 1 年間、営業会社に出向する機会がありました。出向先の営業会社はコールセンターでして、当時私は 45 歳で周りが 20 代の人でゴリゴリに営業しているわけですよ。社長さんも 30 代半くらいの方で、その会社さんを見たときに刺激を受けたのと、あとはその当時、勤めていた携帯電話の販売をしている会社がものすごく大好きでいつかグループ化じゃないけれど、自分が外にでて売上や雇用の幅を広げていけたらいいなと思い起業しました。

一勤めていた会社のことを大好きと思える事は素晴らしいことですね。以前からいつか起業したいという思いはあったんですか？

もともと 29 歳の時に起業した経験があるんですよ。3 期くらいやったんですけど、ひどい目にあいまして、債務整理とかいろいろと本当に大変でした。

一その当時起業された時の業種は何をやられていたんですか？

以前、勤めていた会社と同じで携帯電話の販売ですよ。

—なぜ携帯電話の販売を行おうと思ったのですか？

きっかけは、携帯電話とは関係がないですけど、24、5 歳くらいの頃に古本屋さんでアルバイトをしていた時ですね。古本屋さんのアルバイトって本当に暇で、本を売りにくる人がいてそれを買って、袋に入れてという仕事くらいしかなかったんですよ。本当に退屈だったので、本がぎっしり詰まった大きな本棚ひとつで 1 日にどれくらいの古本が売れるのか観察したんです。そうしたら 1 日にひとつの本棚で 1、2 冊くらいしか売れなくて何百円くらいにしかないんですよ。それだったら何か他の方法で利用できないかと思いました。その当時、ちょうど携帯電話が世に出始めて頃だったので、本棚を 2、3 個空けてもらって携帯電話を売るコーナーを作ってみたらどうかと思い店長に相談して携帯電話の販売をはじめました。

—アルバイトをしながら他に何かできないか考える方ってなかなかないと思います。携帯電話は売れましたか？

よく売れたんですよ。すぐに古本の売上を超えちゃいました。笑 その時にこれは儲かるんじゃないかと思いましたね。

—以前は携帯電話の販売をされていて、今はスマートフォンの修理事業をされていますが、修理に目をつけたきっかけはありますか？

以前、勤めていた会社で、何か新規事業を

起こしていきたいというのがあって、提案したことがあるのですが、キャリアさんのしぼりとかの兼ね合いで出来ませんでした。携帯電話が故障してお客様に持ってこられてもアップルストアに持って行って頂くしかなかったり、修理に出すとデータが消えてしまう可能性があったり、保険に入っているけど結局、別でお金がかかってしまったり、お客様が不便に思われる事もあったのでそこをなんとか穴埋めできないかなって思ったのがきっかけですね。



—実際にお客様と接して感じた経験からだったのですね。今後の会社の展望を教えてくださいませんか？

今、手掛けているサービスや商品、物件とかは、次のステージの為の仕込みだと思っています。どんな業種・業態でも未来永劫続くことはないので、修理自体も僕自身は長くないと思っています。ニーズがある間に今求められているサービス・商品を提供していいお店を出店し信頼してもらえるようにしたいです。そしてフランチャイズ元や、以前勤めていた会社も繁栄し、関わる方々が幸せになるよう常にアンテナを張ってステップアップしていきたいです。

—最後にこれから起業しようとする人に一言頂けますか？

今すぐやれ。笑 僕は一回失敗しているからというわけではないですけど、別に一回起業したからといってずっとやる必要もなく、失敗したらまたやればいいだけの話で何かやりたいことがあるなら一度やってみた方がいいと思います。

インタビューを終えて

今回インタビューさせて頂いて、小澤社長の経験に裏付けされた考えや行動力はインタビューを務めさせて頂いて非常に勉強になりました。

最後にお忙しい中、インタビューの時間を割いて下さった小澤社長、本当にありがとうございました。



今号の税務トピックス

九段会計事務所 山岡 至

～電子帳簿保存法について～

平成 28 年度の税制改正により、電子帳簿保存法におけるスキャナ保存の要件が改正されました。今回は、電子帳簿保存法におけるスキャナ保存について解説致します。

1. 電子帳簿保存法について

今回、平成 28 年に改正があり、一部の要件が変更になりました。

変更点としては、主に次の 3 つです

(1) 読み取りを行う装置に係る要件の緩和
スキャン機器が原稿台と一体でなくても良くなりました。

これにより、スマホ・デジカメ等の携帯型のハードウェアによるスキャンが可能になりました。

(2) 受領者等が読み取りを行う場合の手続の整備

領収書や請求書等について、その受領者や作成者が読み取る場合に、受領・作成した後、その受領者や作成者が署名の上、3 日以内にタイムスタンプを付す形に変更になりました。またサイズが A4 以下のものについては、大きさに関する情報の保存が不要とされました。

(3) 相互けんせい要件に係る小規模企業者の特例

適正事務処理要件について、小規模な事業者の場合（従業員 5 人以下）には、税務代理人が定期的なチェックをする事で、相互けんせい要件が不要になりました。

2. 電子帳簿保存法のスキャナ保存対象となる税務資料

(1) 帳簿 → スキャナ保存×

元々、コンピュータの会計ソフトで作成されたものについては、コンピュータ内での保存が可能ですが、紙で作成した帳簿をスキャナ保存する事は出来ません。

(2) 受領した書類 → スキャナ保存○

注文書・請求書・契約書・領収書などのうち、相手方が発行したものについて、スキャナ保存が出来ます。

(3) 発行した書類 → スキャナ保存○

注文書・請求書・契約書・領収書などのう

ち、自己が発行したものについて、スキャナ保存が出来ます。また、元々コンピュータのソフトで作成した請求書等については、コンピュータ内での保存が可能です。

3. 電子帳簿保存法の適用を受けるための申請
上記 2(1)～(3)については、税務署長への申請が必要になります。

申請の期日は、国税関係帳簿の備付けを開始する日の 3 月前の日となります。

(例)7 月 1 日から適用したい → 3 月 31 日までに提出

なお、事業年度の途中からでも適用を受ける事が出来ます。

4. スキャナ保存の手順・要件について

平成 28 年 10 月 1 日以後の国税関係書類のスキャナ保存については、次の手順・要件で行う事になります。

<受領パターン>

- (1) 会社の担当者がペーパーで請求書・領収書等の国税関係書類を受け取る。
 - (2) 請求書・領収書等に担当者が署名を行う。
 - (3) 請求書・領収書等をスキャンして、スキャナ保存用のシステムにアップロードする。
 - (4) 請求書・領収書等のスキャンデータに、タイムスタンプを押印する。
 - (5) 経理担当者が内容確認
- ※(3)及び(4)については、次の 2 つのパターンがあります。
- ① 会社で経理担当者がスキャンする場合
次の方法を選択出来ます。

イ 早期入力方式

領収書・請求書等に係る記録事項の入力をその受領後、速やか(1 週間以内)に行うこと。

ロ 業務処理サイクル方式

領収書・請求書等に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常に期間(1 ヶ月以内)を経過した後、速やか(1 週間以内)に行うこと。

② 受領者が直接スキャンする場合

イ 受領した後、3 日以内に署名・スキャンを行い、タイムスタンプを押印する。

ロ スキャンされたデータを会社で経理担当者が確認する。

(ロについては、5 人以下の小規模事業者の場合には、5 で税理士がチェックするときは不要です。)

5. スキャナ保存後の事後検査について

4 によりスキャンしたデータについては、その後、受領者及び経理担当者以外の第三者によるチェックを行います。

チェック後、原本のペーパー資料を破棄する事が可能です。

6. 小規模の会社についての適用

小規模の会社(5 人以下)の場合、経理担当者がおらず、受領者・作成者が直接そのままスキャンをする事が想定されます。その場合、受領・作成した後、3 日以内に署名・スキャンを行い、タイムスタンプを押印する事が必要になります。

また、5 のスキャナ保存後の事後検査を税理士が行うことで、経理担当者の社内でのダブルチェックが不要になります。

7. 専用のシステムについて

スキャナ保存を行う場合、スキャンデータのバージョン管理が必要になります。そのため、専用のソフトウェアが各メーカーから発売されています。タイムスタンプ機能もありますので、スキャン保存をご検討の事業者様

は、導入をご検討下さい。

電子帳簿保存法については、2 年連続で改正が入り、要件が大きく変わっていきつつあります。法律の施行は古いものの、導入実績が乏しい期間が 10 年近く続いておりましたが、ここにきて改正が一気に進んでおります。

昨今、一気に普及をしましりましたクラウド型の会計システム・業務機関システムと併せると、活用の幅は更に広がっていくものと思います。

九段会計事務所でも、電子帳簿保存法については引き続き注視して参りますので、情報があり次第、発信して参ります。



九段会計 山岡 至

目指せ！経理業務最適化

九段会計事務所 猪俣 優佳

最近急速に「人工知能 (AI)」という言葉聞くようになりました。将棋や囲碁の世界では AI がプロに勝利するという報道がなされ、2045 年には AI が人間の知能を超えるという予測もされています。このような報道を聞く度に、ターミネーターの世界がそのうち現実になってしまうのかと戦々恐々としてしまうのですが…。

前置きはさておき、会計業界も例にもれず、AI の技術が徐々に浸透してきています。その

一つにクラウド会計の自動仕訳というものが有ります。クラウド会計とは「freee」や、最近 TVCM でもよく目にする「MF クラウド会計」に代表されるもので、クラウドという言葉の通りインターネットさえ使えればどこでも会計業務を行える事です。インターネットバンキングやクレジットカードの情報を同期することで、自動で仕訳を行ってくれます。これが会計業界における代表的な AI です。



そもそも自計化を行っていただいている会社様や私たち会計事務所職員がどのように会計ソフトへの仕訳を行っているのかと言うと、領収書や通帳、はたまた伝票などの原始資料を元にそこに記載がある日付・金額・摘要を入力し、適用を元にして適切な会計処理の知識から勘定科目を推察し入力する、という作業を行っています。対してクラウド会計の自動仕訳では、仕訳を各種システムとの同期や領収書の OCR 読み込みにより行います。原始資料に記載のある日付・金額・摘要は 7~8 割の精度で自動的に読み込みを行ってくれ（そのため、これらの 3 項目については入力の手間が軽減されます！）勘定科目に至っても、摘要を元に AI が推察してくれる。また、一度学習した摘要と勘定科目の紐づけをどんどん記憶して、次の推察に役立てていく——こういったところが自動仕訳たる所以です。さらに、請求書作成ソフトや給与ソフトとの連動といった幅広い連携システムを活用することで、入力の手間を可能な限り省くことが可能となります。入力の手間が短縮されると、会社様によっては月次決算ならぬ日次決算を行

うことも可能となり、毎日の「生きた数字」をダイレクトに経営に反映させることもできるようになります。

私は仕事上、会社の経理の方とお会いする機会が多いのですが、お仕事の内容をお伺いすると、どの会社の経理の方もエクセルや手書きの書類を使ってかなり綿密な管理をされています。一方で、この 2 つのエクセルは同じようなことを管理している、この数値をここに反映することができれば、同じような内容を二回入力する必要がなくなる…といった工数削減の糸口を見かけることも幾度もありました。エクセルの関数やマクロ、システムの導入支援などのお手伝いもさせて頂いたこともあります。これからは企業のミニ ERP をこれらクラウド会計が担っていくのかもしれない。

最近、新聞や雑誌で見かけることが増えてきた「フィンテック」という言葉。金融を意味する「ファイナンス」と、技術を意味する「テクノロジー」を組み合わせた造語なのですが、スマートフォンが数年で普及したように、これらの新しいテクノロジーが会計の「当たり前」になる時期もそう遠くないかもしれません。弊社ではクラウド会計導入のお手伝いもさせて頂いておりますので、この記事をお読みいただき、自社でもぜひ！と思われた会社様はスタッフまでご連絡ください！



九段会計 猪俣優佳

編集後記

九段会計事務所 遠藤 洋輔

リオオリンピックで熱狂した夏も過ぎ、実りの秋がやってきました。食欲の秋、運動の秋、読書の秋などなど皆様はどのようにお楽しみでしょうか。ここ数年は、何か運動を始めようと思いつものの、つつい旬の味覚に心も体も奪われ、体が実ってしまいました。

そこで、秋はなぜ食欲の秋と呼ばれるのか少し調べてみました。

秋になると人は夏バテした体の体調を戻すために自然に食欲が増すそうです。さらに、動物的本能のもと、冬を超えるために体に栄養をたくさん取り込もうとする為食欲が増まることが要因だそうです。また、秋刀魚に柿など旬の食べ物が多いことも食欲の秋と呼ばれる要因です。(諸説あります。)

食べ過ぎに気をつけながら秋を満喫したいと思います。



編集担当 遠藤 洋輔

今号もご愛読くださ
いましてありがとう
ございました。

広告掲載ご希望の方
はお気軽に弊所まで
ご連絡ください！



Follow me !!

@kudankaikei



Like me !!

「九段会計事務所」

企画・デザイン・試作から筐体設計まで
総合的な開発業務を行っています。

工業力学
高性能オープン
オリジナル製品

楽しく!! 便利に!! 簡単に!!

こだわりをこの形に

unlimit 有限会社 アンリミット・ジャパン

〒206-0014 東京都多摩市玄田 1154-1 多摩ファイブプラザビル2F
TEL 042-355-7110 FAX 042-355-7118
http://www.unlimit-j.co.jp

農業を使用しない青虫対策
セルコートアグリ(特許品)

一緒に未来の子供たちが安心して暮らせる環境づくりをしませんか?

詳細はホームページをご覧ください
http://tokyo-agrin.com

株式会社東京マテリアル
東京都台東区千束2-33-8
TEL:080-7992-2332専用ダイヤル
03-3876-0561随時ダイヤル

みなさん『いちおし!』の
日本酒を教えてください!

最大級の日本酒データベース
日本の味酒々想々(さざそうそう)

日本の味プロジェクト 酒々想々
蔵元さんも参加しています!

http://www.jpsake.info/

ilo
伊倉総合法律事務所
IKURA LAW OFFICE

あらゆる場面でお客を第一に考えます
AT YOUR SIDE

伊倉総合法律事務所は、あらゆる場面でお客を第一に考える"at your side."の精神のもと、お客様に優れた価値を提供し続けたいと考えております。

TEL 03-5412-4442 FAX 03-5412-4430
MAIL ikura@ilo.jp

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL 03-5561-1111 FAX 03-5561-1112
MAIL info@iinaa.jp

esaura
商品企画・マーケティング
ご担当者様へ

ママさんの声を無料で集められます

「九段会計通信」を見たご連絡で
ママさん座談会の開催が
一般5,000円→無料!

お問い合わせ
info@iinaa.jp

えそらLLC
渋谷区代々木3-1-11
パシフィックスクエア代々木2F
03-6869-1655 http://esaura.jp

お米の生パスタ工房
かくれん穂

毎日お店のパスタマシンで、
1つ1つ丁寧に生米の生麺を
手作りしています。
ヘルシーで腹持ちが良く、
ふりふりツルツルもちもちの
新食感♪
パスタ390円から!

東京都荒川区町屋2-2-20
斉藤ビル2階
(千代田線町屋駅徒歩1分)

LOVE BEER? LOVE TO TRAVEL?
CERVEZA GYM GROUP

渋谷でビール旅行
してみませんか?

taki JAPANESE BEER & SAKE
ドイツ・オーストリアをテーマとした「Wasserfall(ワザファール)」
ハワイ・アメリカをテーマとした「Waiiale(ワイイレ)」

一年以上をかけた世界一周ビール飲み歩きの旅をした
オーナーが営むセルベツサジム・グループ
http://www.cataratas-shibuya.com/group

今日の生ガールをチェック! →

...本当に チェンマイ が
そんなに 良い所 なの!?

以前からリタイア後のロングステイ先として人気のチェンマイですが、近年では「組合旅行」や「社員旅行」でも人気になってきています。
3連休があれば、象に乗り、首長族と出会い、トラに触り、夜は宴会をし、タイ式マッサージで疲れを癒す...という旅が往復の飛行機代も6万円台からあります。

選ばれる5つの魅力

- ・物価が安い!(日本の3-5分の1程度)
- ・700年以上の歴史を持つ!
- ・食事が美味しい!
- ・自然が豊かで、動物が多い!
- ・美人が多い!

ホームページ http://thai-baan-chiangmai.com
ブログ http://blog.thai-baan-chiangmai.com
フェイスブック https://www.facebook.com/baanchiangmai555
Eメール baanchiangmai555@gmail.com